

令和7年第6回東かがわ市議会定例会議案等概要

条例	9件
補正予算	2件
その他	5件 合計 16件

[予算外議案]

(条例)

議案第1号 東かがわ市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 地方公共団体情報システムの標準化に伴い、本市の住民基本台帳に登録のない者を一元的に管理する住登外者宛名番号管理機能が共通の機能として設けられることとなり、この機能を扱う事務について、条例に定める必要があることから、所要の改正を行うもの。
- 施行期日 公布の日

議案第2号 東かがわ市監査委員条例及び東かがわ市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 地方自治法の一部改正により条ずれが生じたため、当該条文を引用している2条例について、所要の改正を行うもの
- 施行期日 地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に定める日

議案第3号 東かがわ市構造改善センター等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 農村地域の生活環境の改善及び農業者の生産向上に寄与することを目的とした構造改善センターは市内に4施設あり、このうち風呂構造改善センターを廃止するもの。
- 風呂構造改善センターは平成6年3月に建築され30年以上が経過しており、長年にわたり当初の設置目的を果たしてきたが、地元の風呂自治会より自治会の集会所として利用したいとの要望があったことから、同センターを廃止するもの。
- 施行期日 公布の日

議案第4号 東かがわ市共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 農業の振興を図るために設置している共同作業所は市内に3施設あり、このうち吉田共同作業所及び横内共同作業所を廃止するもの。
- 吉田共同作業所は、香川県が施行する県道石井引田線の道路改良工事の起業地となるため、同施設の除却が必要となり、現在利用実態もないことから、廃止するもの。

- 横内共同作業所は、現在利用実態がないことから、廃止するもの。
- 施行期日 公布の日

議案第5号 東かがわ市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 消防庁の基準に基づき、文言を改正するとともに、火入れを中止する要件に、新たに「林野火災に関する注意報が発令された場合」を追加するもの。
- 併せて様式の所要の改正を行うもの。
- 施行期日 令和8年1月1日

議案第6号 東かがわ市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- 本市において、令和8年度から乳児等通園支援事業を実施するに当たり、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、省令である「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」に従い、又は参照して本条例でその基準を定めるもの。
- 施行期日 公布の日

議案第7号 東かがわ市認定こども園条例及び東かがわ市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 令和8年度から公立認定こども園において乳児等通園支援事業を実施するため、2条例について所要の改正を行うもの。
- 改正点
 - ①東かがわ市認定こども園条例
こども園が行う事業として、乳児等通園支援事業を新たに追加し、利用料の徴収を規定するもの。
 - ②東かがわ市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例
利用料を1時間当たり300円（国が示す標準額と同額）と規定するもの。
- 施行期日 ①②令和8年4月1日

議案第8号 東かがわ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び東かがわ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 児童福祉法の一部改正により、虐待対応の強化や国家戦略特別区域内に限り認められている地域限定保育士制度が一般制度化されたことに伴い、省令である「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」及び「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」も改正されたことから、同基準に従い定めている2条例について、基準どおりに改正するもの。
- 改正点
 - ①東かがわ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

本条例で引用している児童福祉法の条に新たに項が追加されたことによる所要の改正を行うもの。

②東かがわ市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

放課後児童支援員の資格要件の一つである保育士の定義に、地域限定保育士を追加するもの。

- 施行期日 公布の日

議案第 9 号 東かがわ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 省令である「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、同基準に従い定めている本条例について、基準どおりに改正するもの。

○ 改正点

- ①条例中で引用している児童福祉法の条に新たな項が追加されたことによる所要の改正をするもの。
- ②乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断に相当すると認められるときは保育所等の健康診断に代えることができるとするもの。
- ③保育士の定義に地域限定保育士を追加するもの。

- 現在、本市に家庭的保育事業等を行う事業所はない。

- 施行期日 公布の日

(その他)

議案第 12 号 大川広域行政組合の共同処理する事務の変更及び大川広域行政組合規約の一部変更について

- 大川広域行政組合で共同処理している事務のうち、視聴覚ライブラリーの設置、運営及び管理に関する事務、並びに老人デイサービスセンターの設置、管理及び運営に関する事務を廃止するほか、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴いガス事業法に基づく事務に関して、同組合規約の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるもの。

○ 変更の内容

①視聴覚ライブラリー事業

昭和 46 年 4 月から圏域住民の社会教育の普及啓発を図るため、視聴覚教材として、CD、DVD、VHS ビデオテープ等、また、視聴覚機材としてプロジェクター、スクリーン等の貸出し業務を行ってきた。昨今の各種メディア、コンテンツの普及と社会教育や学校教育の多様化や、家庭用再生デッキの衰退とともに年々利用実績が低迷していることなどを踏まえ、広域行政として貸出し体制を維持する必要性が乏しい状況となっていることから、本年度末をもって同事業を廃止しようとするもの。

②老人デイサービスセンター事業

旧大川町の老人福祉事業として、平成8年1月から既設の養護老人ホームに併設し運営を開始したものであるが、平成12年4月の介護保険制度開始後、近隣市町の民間同施設の設置、稼働に伴い利用者が減少に転じていることや、将来における安定・継続可能なサービス提供体制の維持の見通しを踏まえ、令和4年10月から同事業を休止措置していることから、本年度末をもって同事業を廃止しようとするもの。

③ガス事業法に係る共同処理事務

法律改正に伴う報告徴収・立入検査・命令に関する規定に関し引用条ずれが生じたため、所要の改正を行うもの

- 施行期日 ①②令和8年4月1日、③香川県知事の許可のあった日

議案第13号 東かがわ市過疎地域持続的発展計画の策定について

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、地方税の減収補てん措置、国庫補助率のかさ上げ、及び過疎対策事業債の発行などの国の財政的な優遇措置を受けるため、東かがわ市過疎地域持続的発展計画を定めることについて、議会の議決を求めるもの。
- 計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間。

議案第14号 指定管理者の指定について

- 地方自治法第244条の2第3項及び東かがわ市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、公の施設について指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるもの。

議案番号	公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
14	翼山温泉	香川県高松市朝日新町17番15号 株式会社創裕 代表取締役 川北 祐一郎	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

議案第15号 財産の譲渡について（旧白鳥温泉）

- 「旧白鳥温泉」を民間事業者へ無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。
- 譲渡の相手方 住所 香川県高松市鹿角町259番地4
氏名 株式会社水本工務店
代表取締役 水本 典孝
- 譲渡予定日 令和8年1月5日

議案第 16 号 財産の無償貸付について（旧虚弱高齢者等共同生活福祉ホーム用地）

- 「旧虚弱高齢者等共同生活福祉ホーム用地」を民間事業者へ無償貸付するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。
- 貸付けの相手方 住所 香川県東かがわ市湊 1183 番地 5
氏名 社会福祉法人瑞祥会
理事長 樺村 恵子
- 貸付けの目的 旧虚弱高齢者等共同生活福祉ホームを有効活用することができ、当該社会福祉法人による高齢者施設等の円滑な運営につながり、もって福祉の増進を図る。
- 貸付けの期間 契約日から起算して 10 年間。
ただし、無償貸付の目的で土地の使用を継続する場合は、さらに 10 年間更新されるものとし、その後の期間満了についても同様とする。

[予算議案]

(補正予算)

議案第10号 令和7年度東かがわ市一般会計補正予算（第5号）について

- 岁入歳出とともに1億5, 293万6千円を追加
- 補正後の予算総額203億9, 571万2千円

<主な歳出>

①地域内フィーダー系統確保維持費補助金	434万5千円
※生活交通ネットワークを確保・維持するための国の補助事業を活用し、地域公共交通活性化協議会に交付される補助金をバス事業者に支払うための費用	
②企業立地促進補助金	8, 122万4千円
※補助対象事業者の指定申請の増によるもの	
③統合型G I S被害想定データ更新委託料	47万9千円
※香川県地震・津波被害想定調査の電子データを統合型G I Sシステムに反映させるための費用	
④遊休農地等利活用促進事業補助金	72万円
※事業要望の増に伴う追加	
⑤下水路補修工事	200万円
※大規模下水管路特別重点調査結果による、下水路のクラック等の補修費用	
⑥給食センター運営事業	1, 130万円
・修繕料	(330万円)
・給食材料費	(800万円)
※消毒用保管庫修繕に係る費用及び米価等高騰による追加	
⑦保育体制強化事業費補助金	120万円
※私立認定こども園の保育支援者配置に伴う支援費用	

<主な歳入>

・国庫支出金	
※地域内フィーダー系統確保維持費補助金	434万5千円
※大規模下水管路特別重点調査等事業補助金	91万6千円
・県支出金	
※保育対策総合支援事業費補助金	90万円
※地域クラブ活動推進事業委託金	864万2千円
・財産収入	
※建物売払収入	363万円
・諸収入	
※工作物等移転補償金	1, 970万6千円
・繰入金	
※財政調整基金繰入金	1億1, 364万9千円

<繰越明許費>

(追加) 下水道維持管理事業（下水路補修工事） 200万円

<債務負担行為>

(追加) 3事業 合計 2億567万1千円

・中学生海外研修事業 令和7年度から令和8年度まで (1, 132万3千円)

・外国語指導委託料 令和7年度から令和10年度まで (7, 444万8千円)

・学校給食用物資調達業務 令和7年度から令和8年度まで (1億1, 990万円)

(変更) 白鳥温泉再整備負担金

※期間及び限度額の変更

変更前：令和7年度から令和17年度まで 限度額3億3, 000万円

変更後：令和7年度から令和20年度まで 限度額3億2, 945万円

議案第11号 令和7年度東かがわ市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

- 歳入歳出とともに181万5千円を追加
- 補正後の予算総額54億7, 464万4千円

<内容>

税制改正に伴う介護保険システム改修費用